

村里部

愛甲郡卷之三

毛利庄

妻田村 都末太 牟良 江戸ヨリ行程十四里。家数百三十。東西

十町半、南北十八町余。 東、中津川ヲ隔金田村。西、小鮎川ヲ隔林戸室及川三村。南、同川ヲ隔厚木

村。北、三田村。 **文和**ノ頃ハ、鎌倉**覚園寺**ノ領地ナリ。因テ元年

六月、將軍尊氏当村ニ**制札**ヲ出シ、兵士ノ乱妨ヲ禁ジ、

覚園寺文書曰。禁制。覚園寺領、相模国毛利庄内妻田散田荻野郷等事。右武士甲乙ノ輩、寄ニ絆於左右一、令レ乱ニ入当所一、或致ニ殺生等之狼藉一者、或伐ニ取竹木一之条甚不レ可レ然。於ニ向後者一、固可レ停止之一、若有ニ違犯之族一者、為レ処ニ罪科一、可レ注ニ申交名一之状如レ件。觀応三年六月十三日。尊氏**袖判**アリ。按ズルニ、今年九月文和ト改元。 **至徳**三年六月、**左辨官**ノ

下文アリテ、諸課役ヲ免除セラル。 左辨官下相模国、応下因ニ准傍例一、停止造伊勢

大神宮役夫工米、造内裏御願寺齋宮以下、勅事院事棟別段錢押書、五月会炭役、大小国役、国司入勘并国郡及甲乙人妨、寺領内山野狩漁等一、永為中覚園寺領上。当国妻田散田荻野同真広名事、右得ニ彼寺住持沙門思怕今月一日奏状一備、云云、者、權大納言藤原朝臣通定宣、奉レ勅依レ請、者、国宜ニ承知一、依レ宣行レ之。至徳三年六月十五日。大史小槻宿禰華押。右中辨平朝臣華押。 **応永永享**ノ

際、擾乱ノ為ニ覚園寺領、殆廢絶ニ及ビケン。 **文安**五年申請ニヨリテ、將軍義政更ニ命ヲ下シ、彼寺ニ付与セラ

ル。細川右京大夫勝元奉ハリテ、上杉修理大夫持朝、

泉涌寺**雜掌**申、鎌倉覚園寺領、相模国毛利庄内妻田荻野両郷事、被レ全ニ寺家之領知一者、可レ為ニ御本意一之由被ニ仰出一候也。恐々謹言。一月十三日。上杉修理 **上杉右京亮憲忠**、 泉涌寺雜掌申、末寺相摸大夫殿。勝元華押。 国覚園寺領、同国毛利庄

内妻田荻野両郷云々等事、可レ沙ニ汰付雜掌一之旨、可レ被ニ成敗一之由、所レ被ニ仰下一也。仍執達如レ件。文安五年十一月廿一日。上杉右京亮殿。右京大夫華押。 **ニ其旨ヲ伝フ。明ル宝徳元年二月、彼寺当所**

ヲ領知シ、朝家ノ御祈祷ヲ修スベキノ旨、綸旨ヲ賜フ。

相摸国覚園寺領、同国毛利庄内妻田荻野両郷云々等事、早全知行、可レ專ニ御祈祷一者、天氣如レ此、仍執達如レ件。文安六年二月七日。關勝

この巻の目次
(リンクはこの文書内へのジャンプ)

- p. 1 妻田村
- [p. 4 及川村](#)
- [p. 5 上依智村](#)
- [p. 11 中依智村](#)
- [p. 14 下依智村](#)
- [p. 15 関口村](#)
- [p. 16 山際村](#)
- [p. 17 山際新田](#)
- [p. 17 猿ヶ島村](#)
- [p. 18 金田村](#)
- [p. 22 三田村](#)
- [p. 26 原地新田](#)
- [p. 28 奥付](#)
- [p. 27 図](#)(相模川辺眺望図)

妻田村…現在、厚木市の一部。昭和 21 年、三田村・棚沢村・下川入村・妻田村・及川村・林村が合併して睦合村に、昭和 31 年に厚木町他と合併し厚木市の一部となった。

文和：1352-1356

覚園寺…かくおんじ。神奈川

県鎌倉市二階堂にある真言宗泉涌寺派の仏教寺院。本尊は薬師三尊、開基は北条貞時、開山は智海心慧。袖判…文書の袖(右端)に署

した花押。或は、下から提出された文書に、上長が花押を加えたもの。

制札…一般に知らせる禁止事項や伝達事項を書いて、路傍などに立てておく札。

至徳 1384-1387

辨官…律令制における官司の総称の一。左辨官は中務

(なかつかさ)、式部、治部、民部の四省を分掌。

応永：1394-1428

永享：1429-1441

文安：1444-1449

雜掌…ざしやう。所領などの管理にあたる者。沙汰雜掌は訴訟などの涉外事務に携る者。

宝徳：1449-1452

上人御房。左**永禄**ノ頃ハ狩野介知行ス。役帳曰。狩野介、二百貫文役御免、四十九貫六百五十八文、同所癸卯檢地増分。同十二年八月、武田信玄小田

原発向ノ時此辺ニ陣取。十月帰陣ノ時又当所ニ係レリ。

甲陽軍鑑関東古戦録等ニ所見アリ。貞享其文厚木金田両村ノ条ニ引用ス。今大久保出雲守教孝、貞享

書上ニ、先祖竹尾善助某、**天正**九年三月廿二日、遠州高天神御発御供

仕、**権現様**御目通ニ於テ能弓ヲ射、高名仕候ヲ上覧遊サレ、其節御褒

美トシテ**知行**二十五貫文、相州愛甲郡妻田村ニテ拝領仕。今ニ所務仕

候ト見ユ。按ズルニ、天正九年拝賜スト云ハ誤ナリ。御分国トナリシ

年代ヲ以テ知ベシ。貞享ノ頃ハ其子孫又三郎某ノ**采地**ナリシガ、元禄

年中牧野備後守成貞ニ賜リ、其子備前守成春襲封セシニ、後**御料**トナ

リ、享保三年先世長 **同鎌之亟教文**享保十六年、長門守教起、先門守教起ニ賜フ。世江七兵衛教平二分地ス。

等ノ知ル所ナリ。**檢地**ハ**天文**十二年北条役帳。及**天正**十九年、

文禄三年ノ度々改アリ。其後**天禄**十二年牧野備前守成春

糾ス。甲州道係ル。幅二間、公甲ノ往来ニハ、下荻野村ヨリ当村迄人馬ヲ繼、爰ヨリ厚木村ニ送レリ。

此**余流作場**、八段十二畝、延享二年神尾若狭守春英檢地ス。及**秣場**五段四畝アリ、

共ニ御料ニ属ス。

高札場

小名 反田曾利太○関東古戦録三増峠合戦ノ条ニ、武田信玄大磯平塚田村ヲ打過、反田ヨリ中津川ヲ越ト記セシハ是ナリ。

木売場 市場 中村 白根

中津川 東堺ヲ流ル。幅十間許、河原ヲ合スレバ六町ニ及ベリ。此水ヲ三田村ニ

テ堰入。両村ノ用水トス。川ニ傍テ堤アリ。高五尺許。古

ハ此川二年魚多クシテ、当村及ビ金田三田ノ三村ヨリ

漁スル所ノ年魚塩鮎二千、宇留加五升。ヲ貢セシガ、年ヲ追魚少キ

ヲ以テ、貞享五年ヨリ**永銭**ヲ領主ニ納ム。

小鮎川 西堺ヲ流ル。幅二十間、平水七八間。毎年春冬ノ間橋ヲ架シ

テ往来ニ便ス。西北ノ方ニ堰ヲ設テ用水トス。堤アリ、高五尺許。

荻野川 村ノ西北ニ少ク掛レリ。子合川トモ呼ブ。下荻野村

左大辨…辨官の職名の一つ。
永禄：1569-1570

役帳：北条氏康が作らせた、一族・家臣の諸役賦課の基準となる役高を記した分限帳。小田原北条所領役帳とも。

貫文：田地の面積を收穫出来る米の量を通貨に換算したものの。小田原北条氏のところは、1貫文≒1.2〜1.4石

江戸時代は、石高制が基本で、全国的には1貫文≒2石だが例外もあった。
1貫≒100文、1石≒10斗≒180リトル≒150kg

甲陽軍鑑…武田氏の戦略・戦術を記した軍学書
関東古戦録…江戸時代の軍記物。享保11年(1726年)に成立。関八州古戦録

天正：1573-1593
権現様…徳川家康知行…領主が行使した所領支配権

采地…領地、知行所。
元禄：1689-1704
御料…幕府直轄領
檢地：田畑の面積と収量の調査。農民の抵抗があり、容易ではなかった。

天文：1552-1555
天正：1573-1593
文禄：1593-1596
天禄：元禄1688-1704の誤記か(及川村の条参照)。

流作場…湖沼や河川の沿岸にある、堤外の新田。収量は不安定。
秣場…まぐさば

石高…生産高を玄米で表したもの。
高札場…高札(法度、掟書、犯罪人の罪状などを記し、掲げた板札)を掲げたところ。

小名…字名。
三増…みませ
永銭…永楽通宝は関東における標準通貨。

小名子合ヲ流ル。及川村界ニテ小鮎川ニ合ス。幅十
因テ名ツク。

ヒタシ川 村ノ中程ヲ流レ、幅六尺。村内ノ用水トナリ、末

ハ小鮎川ニ入。

柳明神社 村ノ鎮守。祭神詳ナラズ。本地仏大日。社領

一石五斗ノ御朱印ハ天正十九年賜フ。例祭九月二十九

日。短刀天国作、長一尺一寸許。一口ヲ神宝トス。社前ニ鐘楼アリ

シガ今廃ス。

神楽殿

護摩堂 本尊不動

別当教福院 田龍山東福寺ト号ス。当山修験。江戸青山鳳

閣寺配 開山南蔵、三浦氏ト云、永禄十一年十月十七日卒。

天神社 西福寺持。

神明社三 二ハ村民持。一ハ教福院持。

石神社 遍照院持。下同。

妙音社

西福寺 宝亀山往生院ト号ス。浄土宗。芝増上寺末。本尊阿弥

陀。天正十八年ノ創建ニテ、開山ヲ超公、円蓮社応誉ト号ス。寛永十

二年八月二十 開基ヲ福山庄兵衛法名一到安心、寛永五年五月十

十六日卒。ト云。

庵 阿弥陀ヲ安ズ。

青松寺 吉祥山ト号ス。臨濟宗。鎌倉建長寺末。本尊釈迦。開

山章雲、鎌倉禅興寺前住ナリ。卒年詳ナラズ。十二月二十六日ヲ忌日トス。

薬師堂 本尊木仏座像、丈一尺三寸、聖徳太子作。左右ニ日光月光ヲ安

ズ。各丈二尺、共ニ運慶作。天正十九年堂領一石五斗ノ御朱印ヲ賜

フ。宝永三年ニ記セシ縁起ニ、天平宝字五年、良辨此

柳明神社…明治初期に妻田神社と改称している。

別当教福院…明治初期に廃寺となつた。

堂ニ通夜シテ奇瑞ヲ得。永禄十二年、甲軍ノ為ニ堂宇
兵火ニ罹リシヲ、天正七年ニ至リ、武州ノ住人長野伊
予助ト云モノ再建ヲ企テ、十二年ニ至テ落成セシ由見
ユレド、龕中ニ天正十二年五月吉日、長野伊予助林郷
ニ生ルト記スレバ、年代合ズ。但林ハ当郡林村ナルベ
シ。武州ノ人ト云モ齟齬セリ。

鐘楼 寛永十年ノ鐘ヲ懸。

天神社 秋葉社 辨天社 清水辨天
ト号ス。

楠樹 囲三丈七尺。

別当遍照院 白根山東光寺ト号ス。真言宗古義、高座
郡河

原口惣持
院末。 中興秀祐 寛永十一年十二
月廿六日卒。 弘法大師ノ像ヲ置。

及川村 於比加
波牟良 江戸ヨリ行程十四里。広十一町半、表十

二町、東、妻田村。西、飯山村。南、小鮎川
ヲ隔テ林村。北、下荻野三田二村。 戸数七十九。北条

氏割扱ノ頃ハ、花之木某知行ス、役帳曰。花之木、百十
貫文、中郡恩名及川。 天正

十八年、太閤秀吉制札ヲ与フ、恩名村民
所蔵。 今御料及ビ大久

保鎌之丞教文、高井左京式房、久留十左衛門、等知行ス、

古牧野備後守成貞ニ賜ハリ、後御料トナリ、
又其内ヲ裂テ、今ノ地頭ノ失世ニ分チ賜フ。 検地ハ、元禄十二年

牧野備前守成春糺セリ。甲州道係ル、厚木辺ヨリノ道
ナリ。幅九尺。

高札場

小名 小山 久保 瀬戸 三川尻

小鮎川 南方村界ヲ流ル。幅十四
間余。 土橋ヲ架ス、長十
間。

荻野川 北方ヲ流ル。幅十間。一ニ子合川ト呼。妻田川

界ニテ小鮎川ニ入。以上二川ノ水ヲ引テ水田ニ灌漑ス。

及川村：現在、厚木市の一部。
昭和21年、三田村・棚
沢村・下川入村・妻田村・
及川村・林村が合併して睦
合村に、昭和31年に厚木
町他と合併し厚木市の一部
となった。
広：東西の長さ
表：ボウ。南北の長さ

上依智村

加美衣 知牟良

依智郷ニ属ス。

文永八年九月

中山法華經寺文書。

八幡社 村ノ鎮守トス。例祭八月十五日、神体ハ秘シテ

開扉セズ。弘法作ト云。天正十九年社領一石ノ御朱印ヲ附セ

ラル。縁起及ビ棟札宝永二年ノ文ニ抛レバ、弘法大師ノ

建立ニテ、建久中本多七郎道本再興シ、其後弘治三年

中尾丹後守某、宝永二年領主牧野氏再建セシトナリ。

末社 淡島稻荷合殿

别当西光寺

及川山ト号ス。真言宗古義、高座郡河原口村惣

持寺院末。弘法ノ開基ナリト云。本社ノ棟札ニ載ス。本尊阿弥陀

木像長二尺五寸。八幡ノ本地仏ナリ。縁起ノ略ニ、正八幡并本地如来共、弘法大師彫刻ノ靈

軀ナリ。後年本多七郎道本ト云者、如来ヲ信ジ發心シテ此堂ニ安居ス。或時盜難有シニ、如来身代リトナチテ御首ヲ失フ。依テ運

慶ヲシテ御首ヲ造ラシム。其後奇瑞アリテ、村内小流中ヨリ失フ処ノ御首ヲ得タリ。今此御首ヲ腹籠トス。彼小流ヲ阿弥陀川ト唱

フナドアリ。脇立觀音勢至、共ニ長二尺五寸惠心作。又不動毘沙門ノ像

智證作。ヲ置。

十二天社

実相院持。下同。

山王社

熊野社

稻荷社

実相院 東養山ト号ス。同宗、同末。本尊地藏。

鐘楼 鐘ハ享保六年鑄造ス。

十王堂 実相院持。

庵 下荻野村法界寺持。

塚 彦惣塚ト云。西方ニアリ。高五尺。

八幡社：現、[八幡神社](#)。

别当西光寺：明治初期に廢寺となり、寺号のみ実相寺に移した。

十二天社：現、[十二神社](#)。

上依智村：現在、厚木市の一部。明治22年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもって依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

観応元年中依智村浅
間社鐘銘ノ物ニ、当郷ノ名見ユ。永正十六年四

月、北条新九郎入道早雲、当郷ヲ箱根権現ニ寄附シ、幼

息菊寿丸ノ知行ニ宛行フ。箱根金剛王院文書曰。箱根領所へ菊
寿丸知行分。百四十貫文、丑年ノ

納、エチノガウ。按ズルニ、菊寿丸ハ北条
幻庵ノ幼名ニテ、当時箱根ノ别当坊ニ在。

永禄ノ頃モ北条幻庵
知行ス、役帳曰。幻庵御知行、二
百貫文、中郡依智郷。上中下三村ニ分チシ年代詳

ナラザレド、中依智村浅間社観応元年ノ鐘銘ニ、依智郷

中村ト勒シタレバ、其比既ニ分村セシ事識ベシ。正保ノ

国図ニハ正シク三村ニ記セリ。当村江戸ヨリ十二里。家

数百四十七、東西二十四町、南北十八町余、東、相摸川ヲ
隔テ高座郡磯

部村及当郡猿ヶ島村。西、半繩熊坂二村。
南、山際村。北、相摸川ニ限高座郡当麻村。八王子道係ル、幅二
間。

此道西へ分ル、岐路アリ。大山道ナリ、幅九
尺。今地頭長谷

川太郎兵衛正岱、寛永二年十二月、先世
筑後守正成ニ賜フ。大久保筑後守、小宮

山儀三郎、ナリ。貞享三年大久保新八郎康明、宝永四年

小宮山主膳、正徳三年長谷川監物正冬、各其采地ヲ検地

セリト云。

高札場

小名 男井戸於為度〇一町程北方ニ女井戸ト唱
ル井アリ、共ニ名義詳ナラズ。 細合 三家

番場

坂三 一ハ堂坂一ハ谷戸坂、共ニ西ニアリ、登各
二町許、下同ジ。 一ハ長作

坂北ニ
アリト、呼。

林 村西ニアリ、地頭三給入会、
段別三町許。

塚五 一ハ丸塚ト唱フ、高九
尺。 一ハ長土手ト云、高五尺、長
十五間許。

其余ハ無名ノ小塚ナリ。

相摸川 東北ノ郡界ヲ流ル。川幅五十
間余。 堤ヲ設ク。高一丈
二尺。

此水ヲ堰入、当村猿ヶ島山際三村ノ用水トス。

相摸…明治の翻刻本では、手
偏の「摸」の文字を用いて
ゐる。現代の表記である相
摸国、相摸川等はすべて相
摸国、相摸川等と表記して
ゐる。「摸」とは別字な
の、明治本に倣った。

渡津 八王子道ノ係ル所相摸川ニ在。対岸高座郡当麻村ニ通ズ。舟二艘ヲ置リ。当村ニテ進退ス。

図 相摸川辺眺望図 (文末参照)

赤城社 村ノ鎮守ナリ。神体銅鏡、面ニ神体、背二本地大日ヲ鐫ル。例祭

九月十九日。天正十九年社領一石ノ御朱印ヲ賜フ。寛

保二年ノ棟札ヲ收ム、其文ニ、奉ニ修復ニ赤城山南泉寺大明神一字成就攸。相州愛甲郡毛利之庄上依

智村、仏像院ト記ス。按ズルニ南泉寺ハ、当時仏像院ノ寺号ナリシニヤ。今ハ神宮寺ト号セリ。高座郡磯部村

仏像院持。下同。

末社 稻荷

神明社

社宮司社

御嶽社

山王社二

辨天社 洪水ニ相摸川ノ流変遷シテ、社地ハ対岸ニアレ

ド、当村ノ属ナリ。明達 高座郡当麻村ニアリ。仏像 高座郡磯部村ニアリ。両院ノ

持。

妙伝寺 法華宗、下総国中山法華経寺末。星梅山星降院ト号ス。俗ニ

星下リ寺ト称ス。相伝フ寺地モト本間六郎左衛門尉重

連ノ宅地ナリ。文永八年九月十三日、重連ノ弟三郎左

衛門直重、宗祖**日蓮**ヲ龍ノ口鎌倉郡ヨリ当所ニ伴ヒ来

リ。重連ガ邸中観音堂ニ居シム。此事注画賛ニモ見ユ。

但直重ヲ重連ノ郎等越智氏ト記セリ。曰。文永八年九月十

越小庵一、搦ニ聖人一、漸至ニ滝口之海辺一兮、重連郎等越智三郎左衛門尉直重、既欲レ刎レ頭、其刀折落レ地、相摸上大驚、日蓮法師有レ

赤城社：明治初期に依知神社と改称してゐる。

日蓮：1229-1282 龍ノ口法難と云はれてゐる。

戮、黎明、出ニ龍口一、十三日午剋送ニ于相州愛甲郡依智郷本間六郎左衛門尉重連館一、兵士等還、其時各叉手曰、日来毀ニ吾等奉レ憑ニ阿弥陀一承故奉レ惡、昨夜不思議事共、親奉レ拜貴存故、止ニ年来申念仏一言、捨ニ珠数一、不レ可レ申ニ念仏一、立ニ誓言一者多。 其

夜日蓮名月ニ向テ法樂ヲナセシニ、堂前ノ梅樹ニ大星下リテ化益ヲ助ク。此事モ同書ニ載タリ。 曰。九月十三日夜、殊雲霧

收盡、月色清朗、立ニ庭上一向レ月、誦ニ自我偈一、法樂白レ天言、抑名月天子、列ニ法華經会座一、宝塔品受ニ仏勅一、囑累品被ニ付属一、如世尊勅当具奉行立ニ誓言一、仏前誓言、無ニ日蓮一者、可レ為ニ虚言一、然今如此事出来成レ悦、急代ニ行者一見ニ奇瑞一、可レ顯ニ仏勅不レ虚誓言不レ違一、無レ驗不思議、還快澄渡如何、大集經說ニ日月不レ現レ明、仁王經述ニ日月失一度、最勝王經見ニ三十三天衆咸生ニ忿怒心一、如何月天子月天子責、応レ時衆星下、懸ニ庭上梅枝一放レ光。一星即現ニ童子一、向ニ聖人一立、聖人問云、誰人、童子答云、吾是明星、且語話、見人驚レ目、聞者迷レ心、当座侍兵士、縁飛下而庭中平臥、後苑逃隠、見レ之即座多レ飯。俄天曇大風吹、江島鳴、響レ空如レ擊ニ太鼓一、翌卯剋、鎌倉人来語云、昨夜戌剋、守殿有ニ大御騷一、相者曰、国大可レ乱、此御房御勘気故、不レ被ニ急召返一者、世間可レ惡、然則有レ云レ可レ免、有レ云彼既白百日内可ニ軍起一、可レ待レ其云々。 十月十日、日蓮此所ヲ

立テ、**佐州ノ配所ニ赴ケリ。** 又曰。同日頼綱送ニ重連一状云、日蓮房佐渡国江被遣候、兩

三年候者、可レ有ニ御免一候、若承天下若殿原乃中仁毛、死罪那登天被レ行事候天波、御預乃他免可レ惡候之間、加様申候、恐々謹言。九月十四日、本間六郎左衛門殿、左衛門尉頼綱在判。翌日十五日到来。

然留ニ依智ニ二十余日、其間鎌倉放火七八度、殺レ人不レ絶、諸人讒言。日蓮弟子等所行也。依レ之日蓮弟子檀那、不レ可レ置ニ鎌倉一云。大数被レ記ニ二百六十余人一。被レ議皆可ニ遠流一。在レ樓弟子等可レ刎レ頭、雖レ然此惡行、持斉念仏者所レ致也。為下知行佐渡島一武藏前司預上、故為ニ其被官等沙汰一、同十日出ニ依智一趣ニ彼島一、法華經寺文書ニ曰。今月十日起ニ相州愛甲郡依智郷一、付ニ武藏国久目河宿一、經于十二日、付ニ越後国寺泊津一、自レ此亘ニ大海、□□□佐渡国順風云々、十月二十二日、八木殿、日蓮華押。 九年二月、重連日蓮ニ帰依シテ当

宗ニ入。ヨリテ日蓮陣中守護ノ曼荼羅ヲ授与セリ。弘安元年九月僧日源巖与院卜号ス。 彼星下梅樹ノ傍ニ草堂ヲ營

ミ、本間直重ノ需ニ応ジ、僧日法彫刻アリシ宗祖ノ像ヲ安ズ。長三尺、天拝祖師卜号ス。今ノ本尊是ナリ。其後日蓮ヲ請待開山トシ、

重連法諡金城石山居士。文久九年三月七日ト鬼簿ニ載スレド、中依智村蓮生寺、金田村妙純建徳二寺ニ伝ル所ト、法名没年共ニ異同アリ。 直重法名道法。没年ヲ伝ヘ 兄弟ヲ開基トシテ一寺アリ。但四日ヲ命日トス。

トナシ、日源正和四年九月十三日卒。 第二世ニ居レリ。按ズルニ中

依智村梅香寺、今同村蓮生寺ト合シテ一寺トナル。 金田村妙純寺等モ、星

下ノ旧蹟ナリト云伝へ、既ニ中古争論アリシカド、何

レモ左證ナカリシナリ。武州葛飾郡彦成村ニ、重連ノ

子孫アリ。其家ノ伝ヘニハ、重連依智ニ屋鋪三所アリ。

日蓮ヲ崇信シ、三所ノ屋鋪ヲ皆寺トナセリト云。是ニ

抛レバ三寺共重連ノ宅地ナリシト見エタリ。サレド星

下ノ旧蹟ハ、何レノ地トモ定メ難ケレド、当麻村

高座郡ノ属。 無量光寺開祖一遍、同村遊化ノ時、日蓮配流ノ

由ヲ聞。当所観音堂ニ来テ日蓮ニ謁見ス。是ヲ因ミテ、

当寺ト無量光寺ハ、世々ノ住持今ニ音信ヲ通ズトイヘ

リ、兩寺伝。 然ル時ハ当寺トスルモノ抛所アリ。享禄四年

十月、寺僧等往返ノ時、諸役免除ノ沙汰アリ、所藏文書曰。相州

依智郷星梅山妙伝寺、陣僧并飛脚等事、狩野左衛門尉殿、金谷齊依

下被ニ申合一候上、諸役指置申事実也。於ニ此上横合等儀候一者、急度

可レ蒙レ仰候。為ニ後日一證文如レ件。享禄四 十二月ニ至リ、改

メテ寺内諸役等ヲ免許ス、相州依智之郷星梅山妙伝寺諸点役棟別許畢。并竹木以下不レ可レ切ニ

取之一、若横合等之儀有レ之者、則可ニ申上一者也、依如レ 天文十

八年六月ニモ、又コノ沙汰アリ、相州依智之郷星梅山妙伝寺諸役之事、以ニ虎印判一

御免之上、不レ可レ有ニ相違一者也。仍如レ 遙ノ後寛文中ニ至リ、

不受不施ノ事ニ依テ、殆廢寺トナラントセシヲ、僧日

遙 常州隠井妙徳寺ノ住持、一心院ト号ス。 是ヲ嘆キ、当寺住職、二十三トナ

リテ再興ス。故ニ日遙ヲ中興開山トス、元禄九年三月七日卒。 本尊

三宝諸尊ヲ安ズ。寺領七石三年ノ御朱印ハ、慶安二年

寺宝

曼荼羅一幅

日蓮筆。本間重連陣中守護ノ為ニ授与スト云モノ是ナリ。

香練大黒天一

遊化…ゆけ。諸方に出かけて人々を教え導くこと。

不受不施…日蓮における思想の一つで、不受とは法華信者以外の布施を受けないこと、不施とは法華信者以外の供養を施さないこと。

軀背ニ日蓮ノ花押アリ。日親極状ヲ附ス。曰日蓮上人香練御自作無相違者也。永享元酉八月十一日、日親花押。

八幡像一軀 本間重連咸得ノ像ト云、銅体長一寸余。

古文書三通 前二注記ス。

独尊堂 丈六ノ釈迦ヲ安ズ、中興日遙建。

三光堂 三光天子ノ像ヲ安ズ、五世久遠院日親勸請ス。

七面堂 傍ラニ堂守ノ寮アリ。

鐘楼 寛文十年鑄造ノ鐘ヲ掛。

梅樹 星下ノ古跡ナリ、囲三尺許。宝永二年、星下ノ古跡タル由。木標ヲ傍ニ立シガ、年経テ朽

損スルヲ以テ、寺ニ藏テアリ。按ズルニ、是争論ノ頃ノ事ナルベシ。

宝泉寺 曹洞宗、三田村清源院末。 日天山松寿林ト号ス。本尊釈

迦。開山宝泉宗珍、天文十一年三月十五日卒。 明応四年建、中興開山

玉山智存、慶長十七年八月十日卒。 再中興輪宝存法、延宝五年十一月二十七日卒。 ト

云。本堂ノ軒ニ大鐘ヲ掛。寛文十年鑄造ス。

白山社 明応五年勸請スト云。

西光寺 日光山ト号ス、前寺末。 文禄二年起立ス。開山格雲

守存、寛永十一年三月十四日卒。 本尊虚空蔵。

瑠璃寺 時宗、当座郡当麻村無量光寺末。 薬王山生養院ト号ス。当寺モト

ハ薬師ノ小堂ナリ。弘長元年一遍三日三夜参籠シテ、

コレヨリ当麻ノ妙見堂ニ赴ケリ。故ニ爰ヲ一遍最初駐

錫ノ地ト唱フト云。後年一寺トナス。開山真源、応永三十四年七月

月朔日 本尊薬師、長一尺二寸、行基作。 依智小太郎某、事蹟詳ナラズ。昔寺後ノ山上ニ

居住セシ人トモ云伝フ。 ノ守護仏ト云。即小太郎ヲ開基トス。

熊野社 一遍ノ勸請ト云。

椰樹二株 一遍参籠ノ比、杖ヲ折テ二所ニ挿シ、近郷

化益ノ功成ラバ、芽ヲ生ズベシト誓ヒシニ、果テ枝

葉ヲ生ジ、繁茂セシト云。一ハ囲七尺、一ハ五尺。

観音堂 村民持。

中依智村

奈加衣知牟良

江戸ヨリ十三里。依智郷ニ属ス。民戸

三十一。

外二長吏六。

広十三町余、表九町半、

東、相摸川ヲ隔、高座郡新田宿村。西、

本郡三田村。南、下依智村。北、関口村。

検地ハ文禄三年ナリ、

検地帳ニ、御出役成瀬言助、包坂三重

郎、林佐太郎、筆取伊藤小右衛門、文禄三甲午九月六日、安内伊賀若狭ト載ス。伊賀若狭二人ノ子孫、今ニ村民ニアリ。

今御料

及小幡又兵衛景明、

寛文十年先世拝賜シ、延享三年願ニ抛テ廩米ニ替給リ。一旦御料所トナリ、明和五年山城

守景利ノ時、旧ニ復セリ。

岡部五郎兵衛長玄

寛永四年、先世岡部石見守長興拝賜ス。

等ノ知行

ナリ。往還南北ニ貫キ幅二間。村ノ中程ニテ岐路トナリ、一

ハ武州八王子、一ハ甲州ニ通ズ。是ヲ信玄道ト呼。此余

流作場二所一ハ延享二年神尾若狭守春英檢ス。三段四畝十八歩。一ハ明和六年池田喜八郎、糺ス、五町一段八畝一歩。

及秣場八反。アリ。御料ニ属ス。

高札場

小名 中久保

下依智村ニ跨レリ。文禄十二年三増合戦ノ時、北条方設楽越前父子、斥候トシテ金田ノ後ニ出シヲ、甘利衆

覚ノ武士八騎、中津川ヲ乗越、牛窪ト云所ニ坂ヲ乗上ゲ追掛シ事、甲陽軍鑑ニ載ス。又古戦記ニモ、此時信玄反田ヨリ中津川ヲ越テ中

窪坂ニ掛リ、三増ノ町筋ニ退去スト載タルハ則当所ナリ。

中島

古ハ中津善明二川ノ中間ニ、村民ト居セシニ、其地

川欠トナリシ故。居ヲ移シ、且其地ノ小名ヲモ移セシト云。

古河故我

梨子木 天神

坂二 一ハ南方ニアリ。梨子木坂ト云

登一町許。

一ハ北ニア

リ、鍋壳坂ト云

登二十間余。

其外小坂多シ。

塚二 一ハ長泉塚

高五尺許。

一ハ平塚ト云

高三尺許。

相摸川 東界ヲ流ル。

幅六十間許。

渡津アリ。村民耕作ノ便ニ

設ル所ナリ。川ニ添テ古川ノ跡アリ。

中津川 西界ニ在

幅十間。

中依智村…現在、厚木市の一部。明治33年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもつて依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

善明川 是牟美世
宇加波

西方ヲ流レ幅二
間。中津川ニ合ス。

浅間社

神体ハ秘封トス。本地弥陀ヲ腹
籠トスト云。熊野赤城ノ二神ヲ

配祀ス。勸請ノ年代ヲ伝ヘズ。鐘銘ニ扨バ、文保年間

既ニ鎮座有シ事知ラル鐘銘下二
出ス。今社辺ニ布目瓦ノ碎シ

モノ数多遺レリ。是古社タルノ證トスベシ。例祭六月

朔日。天正十九年、中下依智両村ノ内ニテ、社領二石

ノ御朱印ヲ賜フ。則両村ノ鎮守トス。

末社 稻荷 金毘羅 秋葉

鐘楼 鐘ハ肇テ貞和六年鑄造セシヲ、長祿三年ニ至リ

テ再鑄セシト見ユ。故ニ貞和ノ旧銘及ビ長祿ノ追銘

ヲ刻ス。曰。生在ニ日域一、幸界ニ華台一、有為縁尽、無漏転

此鐘買得次第、相州東郡依智郷中村富士宮法器、鑄成功能明ニ前

銘一、不レ凶混乱、四仏種子、円鏡付周、有頂無間、応レ響忘レ

憂、八苦四倒、常樂宮遊、朝野遠近、福祐盛収、文保元年、志尽

心中、鐘銘巖而、伽藍興隆、待ニ尊下生一、期ニ三会衆一、龍華未

レ発、莫レ墜ニ遺風一、寺衆評議、漏刻金非、形勢激レ爾、仏天得

レ聴、龍鬼森衛、罪山雪積、業火氷消、在レ彼在レ此、以ニ此功德

一、同施ニ四恩一、央無智瞋、瞻仰世尊、悠々群類、蠢々亡魂、刀

輪永研、早出ニ苦門一、貞和六年庚寅三月、造鐘大工、中務丞清

原宗広、願主沙門公珍、并大旦那行珍敬白、誰不レ喜聞レ遠聞レ

近、誰不レ驚畢竟帰ニ他願力一、大矣、仍為ニ後扨一記ニ年序一云、伏

乞。大樂寺、覚王権出、転ニ化衆生一、三密教法、断ニ除迷情一、

沙門公珍、憶念光明、心腑雕鏤一阿妙行、神鑒願主、越州大守橘

沙弥道建謹誌、長
祿己卯十一月日。

別当安龍寺 曹洞宗、三田村清
源院末。東泉山ト号ス。本尊虚

空蔵。傍ニ伝教作地藏ヲ
安ズ。長九寸。天正五年開建ス。開山玉山

慶長十二年八月十日卒。按ズルニ鐘銘ニ扨バ、古大樂寺ト云ル別

当アリシニヤ。且貞和中、沙門公珍。大檀那行珍。

長祿年間、願主越州太守橘沙弥道建ナドノ名、鐘銘

ニ見エタリ。今皆伝ヘヲ失フ。

白山社

天神社 安龍寺持。下同。

御嶽社

山王社

蓮生寺

法華宗、下総国中山法華経寺末。 宝塔山ト号ス。本尊諸尊ヲ

置。日蓮ヲ開山ト称シ蓮生房日永俗名本間六郎左衛門重連、永仁四年四月十九日

死、上依智村妙伝寺、金田村妙純建徳ヲ開基トシ、僧日源

二寺ニ伝ル所ト、法名没年異同アリ。正和四年九月十三日卒。 ヲ中興ト称ス、按ズルニ上依智村妙伝寺ノ伝ニ拋

実ハ日源ヲ開祖ト云ベシ。 祖師堂 天拝ノ祖師ト号ス、長二尺三寸、蓮生房日永作ト云。 古ハ村内

ニアリシ三光山梅香廃寺ノ本尊ナリ。彼寺地ハ往昔

本間重連ノ屋鋪ニテ、文永八年日蓮止宿ノ時、庭上

ノ梅樹ニ大星下リシ旧蹟ナリト云ヘド、信用シ難キ

所アリ。後年相摸川洪水ノ時、寺地当寺ノ接地ナリ。 流出セ

シヨリ廢寺トナリ、其本尊及星下リ梅樹ノ枯木圍四尺。

ヲ切テ、龕中ニ爰ニ安置スト云。上依智村妙伝寺、金田村妙純寺モ、星下ノ旧

蹟ナリト云伝フ、詳ナル事ハ妙伝寺ノ条ニ出ス。 堂中ニ小幡勘兵衛景憲ノ肖像ヲ

置、長三尺許、法諡信曹院無角道牛、寛文三年二月廿五日

死、地頭小幡氏ノ祖ナリ、二代ヨリ以下代々当寺ヲ菩提所ト

提所ト 堂前ニ鰐口ヲ掛ク、天正十九年辛卯四月十三日、宝塔山蓮生寺ト彫ス。

三十番神堂

鐘楼 鐘ハ元和三年鑄ル所ナリ。

石碑一基 五輪塔ナリ。文久八年、日蓮父母菩提ノ為

建シト云、正嘉二戊午天二月十四日、妙日尊儀、文永四丁卯天八月十五日、妙蓮尊尼ト刻ス。

薬師堂 村民持。

下依智村

志毛衣知牟良

江戸ヨリ十三里許。依智郷ニ属ス。家

数二十六。東西十町余、南北八町許、

東相摸川ヲ隔テ、高座郡上郷四ツ谷二村。西

中津川ヲ堺、本郡三田村。南金田村。北中依智村。

今御料及蜂屋七兵衛、森川鎌三郎、

犬塚平右衛門、近藤登之助、等ガ采地ナリ。八王子甲州

ヘノ往還アリ、村西ヲ通ズ。幅四間。

又流作場アリ、延享二年神尾若狭守春英檢地

ス。三町二反十二歩。及秣場アリ、四反。

共ニ御料ニ属ス。

高札場

小名 牛久保

中依智村ニ跨レリ。此地名甲陽軍鑑古戦録等ニ見エタリ。中依智村ノ条ニ詳載ス。

堂満坂 牛久保ニアリ、

登一町余。按ズルニ甲陽軍鑑及古戦録ニ、牛窪坂ト載タルハ、此坂

ナルベシ。

塚五 所々ニ散在ス、

高サ一尺ヨリ三尺ニ至ル。

相摸川 東界ニ在、

幅六十分許。

中津川 西界ニ在、

幅二十間許。

八幡社 神体木像。例祭八月十五日。村持。下同。

第六天社

稻荷社

吾妻社

神明社

山王社

熊野社

御嶽社

広徳寺

曹洞宗、三田村清源院末。

東水山ト号ス。本尊釈迦。開

山格雲守存、

本寺八世、寛永十一年三月十四日卒。

中興探牛、

本寺廿三世、寛政七年五

月三日卒。

下依智村…現在、厚木市の一部。明治33年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもつて依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

八幡社…現、[八幡神社](#)。

関口村 勢紀久
智牟良

江戸ヨリ十三里。依智郷ニ属ス。古へ相

摸川ヲ此地ニテ堰入、用水トセシヨリ、此水当村及中下依智ノ三村ニ沃ギシガ、村名起レリト云。家数七十。東西十四町余、南北

十町余、東相摸川ヲ隔テ、高座郡新田宿座間宿座間入谷ノ三村、西本郡三田村、南中依智村、北山際川入二村。文禄

三年検地アリ。今地頭加藤修理、寛永二年先世拝賜シ、明和八年御料トナリ、享和元年

旧ニ復ス。小幡又兵衛景明 寛文十年先世某ニ賜ヒ、延享三年御料トナリ、宝暦九年旧ニ復ス。及少許

ノ御料アリ。宝暦九年小幡氏ノ知行ニ復セシ時、検地アリシ余リ高四斗七升六合ノ地ナリ。八王子及

信玄道係ル、幅各九尺。

高札場二

小名 上関口 下関口

長坂 西北ニ在、登二町許。

塚六 所々ニ散在ス、高一丈二尺ヨリ六尺ニ至ル。

相摸川 東界ニ在。川幅六十間程、河原ヲ合スレバ七町許。

善明川 是武美世宇加波 西方ヲ流ル、幅二間。是ヲ延テ用水トス。

土橋ヲ架ス、長九間半。

御嶽社 村ノ鎮守トス。例祭六月十五日、山王社ト隔年ナリ。神体

石一顆ヲ置。高座郡磯部村仏像院ノ持。

末社 天神 第六天

山王社二 一ハ小名下関口ノ鎮守トス。例祭六月廿日、

御嶽社ト隔年。神体鉄ノ鑑ニ仏像ヲ鑄ル、近時ノ物ナリ。仏像院ノ

持。一ハ厚木村熊野堂ノ持ナリ。

第六天社 熊野堂持。

大信寺 関口山仏性院ト号ス。浄土宗、武州多摩郡瀧山大善寺末。本尊

関口村：現在、厚木市の一部。明治22年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもって依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

御嶽社：現、御嶽神社（字内輪）

下関口ノ鎮守：現、日枝神社（字山ノ神戸）

熊野堂ノ持：現、日枝神社（長坂）、熊野堂は厚木市旭町にあり、今は熊野神社がある。

弥陀、長二尺八寸、春日作。開山九工給蓮社独誉ト号ス。永正四年七月五日卒。

庵 専称院ノ号アリ。本尊弥陀。前寺ノ持。

旧家左七 平井ヲ氏トス。家系ニ據ニ、祖先佐々木三七郎景信、外家ノ号平井丹後守保昌ノ後胤。ヲ継ギ、撰州多田平井

ノ兩庄ヲ領シ、後伊豆守ト称ス。其子ヲ太郎左衛門信重ト云。信重ノ子新左衛門景範、後伊豆守ト称ス。文

和ノ頃丹後国片野ヲ領ス。其子孫八郎信正ハ、同年二月六月九日、比叡山西坂本ニテ戦死ス、四十九歳。信正ノ

子三七郎義景、後豊前守ト称ス。義景ガ子次郎景定、今川氏ニ仕へ隼人佐ト称ス。景定ノ子太郎左衛門昌賢、

其子太郎左衛門昌清ノ二代ハ、東照宮ニ仕へ奉ル。昌清ノ子七郎善昌ハ北条氏ニ仕フ、天正十二年十月廿八日死ス。其子修

理善勝モ、北条氏ニ属シテ武州八王子ニ住ス。其子出羽宗昌、天正ノ末当村ニ土着シ、荒野ヲ開墾シ、農民

トナリ、今八代ニ及ベリト云。

山際村也末紀波牟良 江戸ヨリ十三里。依智郷ニ属ス。家数六

十五。広十一町、袤十五町半、東相摸川ニ限、高座郡新戸村、西当郡川入村、南関口村、北上依智猿ヶ島二村。今鈴木四郎左衛門直容、此地ハ万治三年ノ検地ナリ。古ハ大久保助左衛門某

知行セシニ、後御料トナリ、又鈴木氏ニ賜ハレリ。大久保筑後守、小幡又兵衛景明、寛文十年ニ検地ス、拜賜ノ年代ハ伝ヘザレド、中依智関口二村ト同ジカルベシ。ガ采地。其他御料ノ地

少シクアリ。高十三石余、関口村ニ伝フル処ト同ジカルベシ。八王子道幅九尺。西方ヲ通ズ。

山際村…現在、厚木市の一部。明治22年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもつて依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

高札場三

小名 仏堂 蟹沢 山ノ根

相摸川 東界ニ在。幅凡五十間、河原共百間許。

第六天社 村ノ鎮守ナリ。神体束帯ノ像。例祭八月八日。

山王稻荷ヲ合祀ス。天正十九年社領一石ノ御朱印ヲ賜フ。高座郡磯部村仏像院持。

鐘楼 寛政十二年再鑄ノ鐘ヲ掛。

稻荷社 村持。下同。

神明社

長福寺 多宝山ト号ス。曹洞宗。三田村泉原院末。元和七年八月

建。開山格雲守存。本寺八世、寛永十一年三月十四日卒。本尊延命地藏ヲ

安ズ。

弥陀堂 村持。

塚二 一ハ経塚ト云。高五尺。一ハ勘兵衛塚ト云。高三尺。

山際村新田 也末幾波武良志牟天無 古ハ原野ナリシヲ、山際村ノ農民

開墾シテ陸田トス。延享二年堀江荒四郎芳極檢地シテ、

高三十九石二斗三合。御料所トナレリ。土民ナク、山際村ノ民持添ト

ナス。四域錯雜シテ広袤量リ難シ。東南山際村西川入村、北上依知村。未開

墾セザル原野アリ。本村ノ秣場トス。段別二一町。

猿ヶ島 左流我志末牟良 江戸ヨリ十二里半。依智郷ニ属ス。家

数三十八。広八町余、袤十五町余。東相摸川ヲ隔テ高座郡新戸部二村、西南当郡山際

第六天社、明治四年に山際神社と改称した。

猿ヶ島村…現在、厚木市の一部。明治22年に山際村、中依知村、上依知村、下依知村、金田村、関口村、猿ヶ島村をもって依知村発足。昭和30年厚木市に編入。

村、西北上
依智村。今御料及ビ土屋筑後守正備ガ知ル所ナリ。

寛永十年、先世土屋三
郎正重加恩ノ地ナリ。

高札場

相摸川 東南ヲ流ル。川幅三十七間程、
河原共百廿間許。私ニ渡船ヲ設テ耕

作ニ便ス。川ニ傍テ堤アリ。高六
尺。

熊野社 村ノ鎮守。神体木像。例祭九月十五日。本立寺

持。

稻荷社 村持。下同。

山王社

天神社

本立寺 妙法山ト号ス。法華宗。下総国中山法
華経寺末。本尊三宝祖

師ヲ安ズ。開山日供。無上土院ト号ス、弘治
三年三月十二日卒。

鬼子母神社

金田村加禰駄
牟良江戸ヨリ十四里。依智郷ニ属ス。民戸八

十六。広十三町余、表二十三町半。東相摸川ヲ隔テ高座郡下
今泉上郷河原口三村、西

当郡妻田村、南厚木村、北下
依智村及中津川ヲ隔三田村。永正十六年四月、北条早雲当所

ヲ箱根権現ニ寄附シ、幼息菊寿丸ノ知行ニ宛行フ。箱根
金剛

王院文書曰。箱根領所へ菊寿丸知行分、七十貫文カネ田シンミヤウ
キンニ被下。按ズルニ菊寿丸ハ北条幻庵ノ幼名ニテ、当時箱根別当

坊ニア役帳ニモ北条幻庵知行セシ事見エタリ。曰幻庵御知
行、六十六

貫九百六十四
文、中郡金田。永禄十二年八月、武田信玄小田原発向ノ時、

当所ニ陣取、甲陽軍鑑曰、信玄公相摸川ヲ左ニ
当テ、金田妻田厚木ニ陣捕給。十月帰陣ニモ爰

ヲ経テ三増峠ニカ、ル。時ニ北条陸奥守氏照ガ陣三増ニ
出張。

ヨリ、設楽越前父子斥候トシテ当所ニ至ル。曰小田原表利
運ニナサレ、

熊野社…現、[熊野神社](#)

天神社…熊野神社境内にある

金田村…現在、厚木市の一
部。明治22年に山際村、
中依知村、上依知村、下依
知村、金田村、関口村、猿
ヶ島村をもって依知村発
足。昭和30年厚木市に編
入。

十月五日ニ三増へ押寄ラル。惣手ノ小荷駄、跡ノ小田原勢ヲ氣遣、惣軍左ノ方ヲ金田ト云所マデオシカチニ参レト、小荷駄奉行甘利殿衆ニ仰付ラル、故、三田妻田マデ早メテ跡ヲ待候間ニ、陸奥守内設楽越前父子物見ニ出、金田ノ後谷ノ上ヨリ静ニ物見仕ル。甘利衆ノ覺ノ武士、馬ヲ早メテ中津川ヲ乗越、牛窪ト云所へ坂ヲ乗上候ヲ見テ、越前守親子馬ヲ早メテ逃候。今地頭小川惣左衛門益利、古ヨリノ采地ト云。興津兵左衛門古ハ御料、寛永三年先祖ナリ。兵左衛門忠閻拜賜ス。

延宝年中開墾ノ新田、享保十二年両地頭檢地シテ高入トス。此余流作場延享二年神尾若狭守春英檢及秣場相摸川ニ傍ス。四町七段六畝二十一歩。

畝二十七歩。アリ。共ニ御料ニ属ス。八王子道通ゼリ。幅二一

高札場二

小名 中里 東村

塚二 一ハ中程。一ハ南方ニアリ。宝永四年富士山焼シ

時ノ砂ヲ寄置シ所ト云。

相摸川 村東ニ在。川幅五十間、河原共幅七十間余。川ニ傍テ堤ヲ設ク。

高六尺。

中津川 西南ヲ流レ川幅十八間程、河原共幅三町余。相摸川ニ合ス。此川

二年魚ヲ産ス。古ハ当村妻田三田ノ村々ヨリ塩鮎二千

宇留加五升。ヲ貢セシガ、貞享五年ヨリ永錢ヲ納ムル事

トナレリ。十一月ヨリ二月迄ハ土橋長十八間。ヲ架ス。且

此水ヲ水田ニ灌漑ス。

小鮎川 南界ヲ流テ相摸川ニ合ス。幅五間。土橋ヲ設ク。

長十間。

船来四明神社 村ノ鎮守ナリ。神号ヲ或ハ船来トモ書ス。

其唱ハ同ジ。祭神ヲ知ラズ。按ズルニ和名鈔当郡ノ郷

名ニ船田アリ。当社ナド其遺名ニヤ。サレド厚木村ニ

同名ノ社アレバ、**孰カ**其原社ナスハ知ルベカラズ。

事ハ厚木村ニ詳ナリ。本地薬師ヲ安ス。例祭六月廿日。杉山将監弘

船来四明神社…船来田明神社が正と思はれる。現、**金田神社**。

孰カ…たれカ

政ト云者ノ勸請ト伝。事跡年代詳ナラズ。

末社 秋葉 稻荷 天満宮

別当神禅寺 船来山ト号ス。当山修験。勢州山田世儀寺末。 中興

開山典盛。享保十八年六月廿二日卒。 本尊不動ヲ置。

御嶽社 往古ハ当社ヲ村鎮守トセシト云。石仏ヲ神体ト

ス。地藏ノ如シ、裏ニ延宝四年トアリ。 神禅寺持。

第六天社 村持。

妙純寺 法華宗無本寺ナリ。 明星山ト號シ、星下ノ別号アリ。

寺伝ニ昔本間六郎左衛門尉重連ノ宅地ニテ、今境内ニ堀ノ内堀口桜

馬場等ノ遺名アリ。 文永八年九月十三日、日蓮コ、ニ寓宿セシニ、

其夜庭前ノ梅樹ニ明星下リテ、奇瑞ヲ顕セシ旧跡ナリ

ト云ヘド、上依智村妙伝寺、下依智村蓮生寺ニ伝フル

所ト同ジクシテ甚疑ハシ。事ハ妙伝寺ノ条ニ詳載ス。 其後建治二年九

月、日蓮ノ弟子日善大法阿闍梨ト号ス、建武二年二月廿三日卒。 当寺ヲ開基ス。

一説ニ文永十一年館ヲ捨テ寺トシ、宗祖ヲ開基トシテ日善ヲ二祖トスト云。 中興ノ僧ヲ日瑤ト云。

十八世、貞享三年正月十五日卒。 慶安二年寺領二石四斗ノ御朱印ヲ賜フ。

寛文五年住僧不受不施ノ邪徒ニ入シガ、後帰順セシヲ

以テ、免許アリシ由、談海ト云書ニ見ユ。本尊三宝諸

尊及日蓮、長二尺五寸、当寺三世日行作。 ヲ置。又本間重連ノ像烏帽子狩衣ノ像ナ

リ。長一尺五寸。法号寂照院本光惣間居士。正応元年八月六日死。 上依智村妙伝寺、中依智村蓮生寺、当村建徳寺ノ伝ト、法名没年月

異同アリ。 ヲ安置ス。

寺宝

曼荼羅二幅 共二日蓮ノ書ナリ。一ハ一返首題ノ本尊ト云。文永九年二月十八日、本間重連一類ニ授与セシ

物ナリ。一ハ八枚継本尊ト云。弘安二年四月八日、日蓮本間六郎左衛門重連授与ト記ス。

折太刀一振 日蓮滝口ノ厄ニ用ヒシモノナト云リ。

祖師堂 天拝ノ祖師ト称ス。宗祖明星ヲ拝セシ時ノ像ナレバ此称アリ。長二尺一寸、日善作。

三十番神堂

題目堂

鬼子母神社 山王社 稻荷社

鐘楼 延宝四年鑄造ノ鐘ヲ掛。

梅樹一株 星下ノ梅ト称ス。圍三尺余。 明星下ノ旧跡ト云。

前ニ拝殿ヲ設ク。

仁王門

制札 惣門外ニ建。天正十八年豊太閤ノ出ス写ト云。

本書ハ伝ヘズ。且当時他ノ寺院ニ出セシ文ト異ナリ、信ジカタシ。

子院 了運坊 大蓮坊 此余宝性院、本行坊、円立坊、円行坊ト号セシ四坊アリシガ、今廢ス。

建徳寺 金田山ト号ス。臨濟宗、鎌倉建長寺末。 開山大興禪師、

大覚禪師ノ弟子。葦航道然ト云。正安三年十二月六日卒。開基本間六郎左衛門重連法号建徳

寺石山金公、文永九年三月四日死。法名没年異同アル事、前寺ノ条ニイヘリ。ナリ。墓所ニ五輪ノ

石塔二十八基アリ。皆本間氏ノ墓ト云伝フ。重連以来数世菩提寺ナ

リシト云。 慶安二年寺領十石ノ御朱印ヲ賜フ。本尊釈迦ヲ

安ズ。

長泉寺 同宗。前寺末。 開山久翁玄昌。本寺十四世、寛文十二年三月四日卒。 妙

純寺縁起ニハ、本間重連姨尼ノ寺ニテ、其墓遺レル由

見ユレド、今詳ナラズ。本尊薬師。

靈光院 同宗。同末。 開山溪山玄義、本寺十七世、貞享二年三月十二日卒。 本尊

観音。

三田村 左無駄 牟良 江戸ヨリ凡十四里。古ハ散田ト記ス。

文和至徳応永嘉吉等ノ文書ニ所見在リ。弘治永禄ノ物以下、村民所蔵文書、北条役帳、甲陽軍鑑。

今ノ文字ノ如シ。天正十八年豊太閤当村ニ出セシ制札ニ、村ノ里正 讚多ト書セシハ、偶記セシニテ、当時カク記セ藏ス。

シニハアラズ。元禄ノ改ニハ三村トス。民戸百六十三。

広凡十四町、表三十町余、東関口中下依智三村、南金田妻田及川三村、西下荻野村、北棚沢

川入ニ 建久ノ頃ハ安達藤九郎盛長領主タリシト云伝フ。

盛長ガ墓村内ニアリ。文和ノ頃ハ鎌倉覚園寺ノ所領ナリ。ヨリテ元年

六月、將軍尊氏当所ニ制札ヲ下シ、甲乙人等ノ乱妨ヲ停止ス。同寺所蔵ノ文書ニ見ユ。全文ハ既ニ妻田村ニ引用スレバ、爰ニ贅セズ。至徳三年六月、左辨

官ノ下文アリテ当所ノ諸課役ヲ免除セラル。同 応永ノ

頃当村ノ用水、川入郷ノ流末タルヲ以テ争論アリ。九年十月裁許アリシニ、動モスレバ違乱ノ沙汰アルヲ以テ、

覚園寺雜掌申乞ノ旨ニ任セ、廿六年六月、管領持氏下知ヲ加フ。又曰。覚園寺雜掌申。当寺領相摸国散田郷用水事。為ニ同国河入郷之流末ニ之間、可レ致ニ井料沙汰ニ之旨就レ成レ煩、

有ニ其沙汰ニ。去九年十月廿六日、成敗分明之処動及ニ催促ニ云々。所詮且任ニ先落居旨ニ、且守ニ旧例ニ、停ニ止永彼違乱ニ、可レ令レ全ニ寺家所務ニ之状如レ件。応永廿六年六月三日、持氏花押。 其後又水論ノ事アリテ嘉吉三年四

月、長尾因幡守某令ヲ伝へ、違乱ヲ停止セシム。覚園寺雜掌申。当

寺領相摸国散田郷用水事、為ニ同国河入郷之流末ニ之間、可レ令レ沙汰ニ井料ニ之由被ニ催促ニ云々。太不レ可レ然、既於ニ当寺領ニ者、官符宣以下代々證文等分明之意、任ニ旧例ニ、速可レ被レ停ニ止彼違乱ニ之由候也。仍執達如レ件、嘉吉三年四月十一日、長尾因幡守代治部少輔花押、沙弥

押、沙弥 按ズルニ今モ川入郷棚沢村ノ堺ニテ、中津川ノ

水ヲ堰入、水田ニ灌漑ス。コノ後彼寺領モ没入シテ、小

田原北条氏ノ分国トナリ、天文ノ頃ハ越智弾正忠知行シ、同十四年十五年ノ両度ニ、知行役ノ定額ヲ沙汰ス。

三田村：現在、厚木市の一部。
昭和 21 年、三田村・棚沢村・下川入村・妻田村・及川村・林村が合併して睦合村に、昭和 31 年に厚木町他と合併し厚木市の一部となった。

広：東西の長さ。
表：南北の長さ。

建久：1190-1199
文和：1352-1356

甲乙人：年齢や身分を問はない全ての人。転じて、名をあげるまでもない一般庶民のこと。

嘉吉：1441-1444

天文：1532-1555

役帳ニ曰。百五拾三貫弍百五拾五文、中郡三田郷、越智弾正忠、此外
式拾六貫文永不作、自ニ乙巳歳一御免、有ニ御印判一、此時五十貫文知
行役、但從ニ丙午歳一
御定。有ニ御印判一。

弘治元年八月、相甲矛盾ノ時、当郷ニ

人夫ヲ課シ、足柄城足柄上ノ属ノ修築ヲ加フ。村民久右衛門所
藏文書曰。相甲

被レ仰事有レ之、□□双方境目之人民沈淪、只今惑説最中ニ候間、来年
大普請之人足五人、先段五日被レ召仕一候。残而五日之分ヲ可ニ召仕一
候。郷中雖可レ為ニ迷惑一候、例式ニ無レ之候間、領主百姓相談、無ニ相
違一可ニ走廻一候。然者来三日足柄ニ可ニ相集一者也。仍如レ件。乙卯八
月廿七日、三田郷
百姓中、虎朱印。

永祿十二年十月、武田信玄小田原ヨリ帰

陣ノ時、当所ニ係レリ。甲陽軍鑑ニ見ユ。其
文金田村条ニ出ス。 天正十一年七

月、東照宮第三ノ姫君督姫君ト
称ス。 北条氏直ニ御入輿ノ時北

条氏令シテ当所ノ健夫ヲ擇ビ、駿州沼津駅ニ至リ、行李

ヲ請取小田原ニ運致セシム。久右衛門藏文書曰。今度御祝言之
御用、人夫五人、於ニ郷中一スコヤ
力者撰出、来廿一日無ニ風雨嫌一、三島へ打着、翌日廿二日於ニ沼津一
奉行如ニ申付一、荷物ヲ請取、小田原迄可ニ持届一候。□布カタビラノ
躰ニテ見立ヨク、此時可ニ走廻一者也。仍如
レ件。癸未七月四日、三田百姓中虎朱印。 十三年十月、又小田

原城内普請ノ人夫ヲ課ス。御普請ノ所用也。人足九人、於ニ当
郷一普請可レ致候、リ、シキ者、僧俗

自他ノ者ヲ不レ嫌撰出、鍬モツコヲ致ニ支度一来十日小田原へ可レ集、
日数八十日可レ為ニ用意一者也。仍如レ件。乙酉十月朔日。三田代官惣
衆中。虎
朱印。 今大久保出雲守教孝ガ領分ナリ。古御料所、其後
弓削多忠右衛

門、川口長三郎信平、川村清次郎、等ニ賜フ。川口氏ノ知行ハ、元祿
七年収公セラル。是長三郎ガ子孫左門某天死シ、家断絶セシ故ナリ。
同十一年闔村牧野備前守成春ニ賜ヒ、宝永五年御料ニ
復シ、享保三年大久保長門守教起拝賜シテ今ニ至ル。 検地ハ元祿

十三年牧野備前守成春改ム。此余流作場十町一段十八歩、延
享二年神尾若狭守春

英検地 及秣場二段八畝廿四歩、川入
村ト入会ノ持ナリ。 共ニ御料ナリ。大山道係

レリ。幅九
尺。

高札場

小名 才戸 十軒村 宮村 山ノ根 川原村 蟹淵 稻

荷市場 根岸

八幡坂 村西ニアリ。登凡五
十間。

中津川 東界ヲ流ル。川幅二十間程、河
原共幅五町許。 十月ヨリ二月迄ハ

弘治：1555-1558

永祿：1558-1570

天正：1573-1593

東照宮：徳川家康

元祿：1688-1704

流作場：堤外（の地）。収量は
不安定。
秣場：まぐさば。秣は馬や牛
の飼料とする草。

土橋ヲ架ス。長十五間。此川ニテ鮎ヲ漁シテ貢セシガ、貞享五年ヨリ永銭ヲ納ムル事、妻田金田両村ニ同ジ。

ヒタシ川 村ノ南方ヨリ出、幅六尺。妻田村ニ達ス。

八幡社 村ノ鎮守ナリ。安達藤九郎盛長勸請スト云伝フ。

神体束帯ノ像ナリ。神前ニ鏡ヲ掛、裏面ニ文安二丙子年九月十五日、二橋伊豆守

作、三田村トアリ。按ズルニ文安二年ハ乙丑ナリ、且其頃鑄造ノ物トハ見エズ。例祭六月十七日、九月十五日ノ両度ナリ。

天正十九年社領一石五斗ノ御朱印ヲ附セラレ。

末社 若宮八幡 春日 道祖神 稻荷

鐘楼 鐘ハ正徳四年ノ鑄造ナリ。

神主大沢近江 吉田家ノ配下ナリ。

第六天社二 一ハ村持、一ハ村民持。

神明社 村民持、下同。

天神社

白山社 村持、下同。

姥儀社

稻荷社

清源院 東福山ト号ス。曹洞宗。下総国国府台総寧寺末。

本尊薬師、開山ヲ天巽慶順ト云。明応七年三月四日卒。或ハ四月四日トモ云。後

僧乾外宝曆十二年十月十七日卒。ノ時法幢地トナレリ。天正十九年寺

領四石ノ御朱印ヲ賜フ。旗下ノ士伊東縫殿助、ノ菩提

所ニテ、古地頭ナドニテ其頃菩提寺ト祖先右馬允政世法名瑞流

院傑山全英、寛永五年七月十九日死。以下代々ノ墳墓アリ。

鐘楼 寛延四年鑄造ノ鐘ヲ掛。

五神合社 稻荷、白山、秋葉、天神、道了ノ五座ヲ祀

八幡社…現、八幡神社

ル。

山門 焼失後再建ニ及
バズ。下同。 開山堂 禅堂 衆寮

聖眼寺 東宝観音院ト号ス。古義真言宗、高座郡河原口
村惣寺院末。 開

山智證大師。元龜元年ニ記セシト云縁起アレド、宝曆ノ
頃ニ贋作セシモノニテ、信ヲ取ニタラズ。 中興

開山清誉、文永五年四
月二日卒。 本尊不動ヲ置。長二尺一寸、
智證作。

観音堂 千手観音長二尺、智證
作、下同。 及多聞天長二尺
一寸。 ヲ置。

熊野社 天満宮 稻荷 疱瘡神

青蓮寺 竜頭山無量院ト号ス。浄土真宗、西六条本
願寺末。 開山

了源、善念房ト号ス、建長二年三月十二日卒。足
柄上郡壺下村善福寺伝ニハ三年ニ係ル。 中興本宗、

善西房ト号ス。明暦
元年十月十三日卒。 本尊弥陀。

弥陀堂 清源院持。

安達藤九郎盛長墓 村ノ西界民家ノ背ニアリ。五輪ノ塔

ナリ、文字剥落シテ
読ベカラズ。 盛長当所ヲ領セシト伝フレバ、土人

追福ノ為ニ建シモノナル歟、飯山村金剛寺ニモ
盛長ノ墓アリ。 盛長ハ頼

朝創業ノ功臣ナリ。晩年雜髮シテ蓮西ト号シ、正治二

年四月廿六日年六十六ニシテ卒ス、事跡ハ鎌倉甘繩ノ
宅跡ニ詳載ス。 傍

ニ三四基ノ古碑並ビ建リ。

旧家左善次 川口氏ナリ。家系ニ拠ニ、先祖川口江左衛

門初名佐
助。 政道ハ、旗下ノ士ナリ。大坂ノ役ニ首級ヲ得、

後三百石ヲ賜ヒ、又加恩アリテ三千石ヲ知行ス。晩年

源兵衛正信ヲ養テ家督ヲ継シメ、寛永川口系譜等ヲ按ズル
ニ、源兵衛正信ガ父ハ長

三郎正武ト称シ、其父長三郎近次ノ家督ヲ継。千石ヲ領ス。台徳院
殿ニ奉仕、大坂御陣ニ供奉。寛永十七年三月十九日江戸ニテ病死。

歳四十五トアリ、江左衛門政道ト称セシ
事見エズ。又、正信ハ正武ノ実子ナリ。 政道ハ次男佐左衛門

某ヲ伴ヒ、采邑タルヲ以テ当村ニ隱栖ス。此事モ同書

ニ所見ナシ。佐左衛門ガ子孫遂ニ村民トナリテ、今ノ

左善次ニ至ルト云。

旧家六左衛門 難波氏ナリ。先祖難波土佐ハ、一遍上人

ニ従ヒ下総国ヨリ来テ土着シ、子孫今ニ至ルト云。

中荻野村ニ其弟ノ家
アリ。併見ルベシ。

一遍：1239-1289

原地新田

波良知士
牟底武

原野ヲ開墾セシ地ナレバ直ニ名トス。

延享二年神尾若狭守春英檢地シ、租数ヲ定

高四十六石六斗
六升七合。数内

廿六石一斗七升三田村、廿石四斗九升五合五村
ノ持添ナリ。此地或ハ五ヶ村新田トモイヘリ。

以来今ニ御料所ト

ナリ民戸ナク三田八菅半繩熊坂棚沢川入六村ノ民持添ト

ナセリ。但三田村進退ノ地ハ、本村ノ西ニ添テ一区ヲナ

シタレド、其他ノ村々ハ、冗隙ノ原野ヲ墾闢セシナレバ

散在セリ。故ニ広袤ノ如キ概シテ云ベカラズ。

塚ニ 三田村分ニアリ。

各高五
尺許。

進退…権限を自由に行使する
こと

(新編相模国風土記稿 卷の五十六 末)



図 相模川邊眺望圖 (頁7参照)



この文は、新編相模国風土記稿 第3輯 鳥跡蟹行社（明7-21）の国立国会図書館デジタルコレクションで公開してゐるものを転記してゐる。転記に当り、次の変更を加へてゐる。

参照元 URL <http://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/763969> コマ番号自 323 至 343

- 一、漢字字体は当用漢字字体を用いた。「辨・辯・弁」「嶽・岳」等は別字とした。
- 二、異体字は、ワープロソフトで表示出来ない場合は、通常使はれてゐる文字を使用した。
- 三、不詳な文字は大日本地誌体系（雄山閣昭和七年）を参照した。底本で口と表現してゐる部分は、そのまま口とした。
- 四、漢文の返り点は、文字間に打たれてゐるが、一文字扱ひとした。（ワープロソフトの都合）
- 五、文の区切りを表す「。」は適宜、句点「、」に置換へた。
- 六、漢字と仮名は、本文の仮名は10ポイント、漢字は13ポイントを使用した。それでも漢字の「ニ」とかなの「ニ」の識別に難あり。割注の漢字・仮名は同ポイントとした。（MS明朝を使用）
- 七、赤字部分について脚注を附した。これには、個人の見解が含まれてゐる。リンクは、閲覧時のもの。その後内容変更や頁の削除があるかもしれない。せんに、リンク先はマウスを置いて表示されるアドレスを参照ください。
- 八、図は、底本では本文中に挿入されてゐるが、掲載の都合上文末とした。
- 九、他 作成日 平成二十八年九月二十四日

掲載 web .. 神社訪問記

<http://zinzyasanpai.web.fc2.com/>